

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名 (市町村コード)	加古川市 (28210)	
地域名 (地域内農業集落名)	志方町西中地区 (西中)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月17日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は集落営農組織の解散をきっかけに令和4年度に人・農地プランを作成し、担い手への農地の集積・集約に取り組んでいる。しかし、現在は耕作できているが今後の耕作が難しいとする農業者もいるため、引き続き担い手への農地の集積・集約化が課題となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物とし栽培を行う。水が入りづらい農地などの水稻の作付けが困難な農地については、WCSや麦の作付けを行う。その他の畑等については野菜の作付けを行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	17.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者等を中心に集積面積の拡大を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

所有者の意向を踏まえながら、長期で農地を貸し付ける場合は、農地中間管理機構に貸付け、担い手へ段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農業の生産効率の向上等を図るため、耕作者等の要望を踏まえて、補助事業等の活用も検討しながら、費用に見合ったパイプライン化等の基盤整備に取り組む。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

就農を希望する者がいれば、地域で耕作する農業者へ支障のない範囲で、農地等の紹介を行うことで就農までの支援を行う。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

活用計画なし。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】